

地域未来交付金（地域未来推進型）を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請受付（第78回地域再生計画認定申請受付）における主な注意点等について

第78回認定回の注意点

(1) 地域未来交付金（地域未来推進型）について

第73回認定回から、地域未来交付金（地域未来推進型）（以下「地域未来推進型」という。）を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請受付が始まりました。

なお、第76回認定回以降は「第2世代交付金」と記載された箇所については、地域未来交付金（地域未来推進型）（以下「地域未来交付金」という。）に読み替えることとします。

地域未来推進型を活用する事業に係る地域再生計画の新規認定申請に当たっては、創設前の支援措置名称を使用しないよう御留意ください。

また、令和6年度以前に地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ、地方創生拠点整備タイプ）により新規事業として採択され、従前の取扱い（以下「旧制度」という。）に基づき申請を行う継続・変更事業に係る地域再生計画については、変更認定申請のみ受付を行います（旧地方創生整備推進交付金を除く。）。

(2) 地域未来交付金の創設に伴う対応について

既に認定済みの交付金に係る地域再生計画に「第2世代交付金」と記載された箇所については、「地域未来交付金」へ読み替えることとしますので、交付金の名称以外に特に変更の必要がない場合は、変更認定申請等の手続きは不要です。

また、同様に認定済みの地域再生計画名称に「第2世代交付金」を用いている場合も、特に計画の名称変更等は不要です。

交付金の名称以外にも変更が生じる場合や新規申請の場合は、別添3の記載例を参考に活用する支援措置名称を「地域未来交付金」へ修正または記載のうえ認定申請を行ってください。

(3) 継続・変更事業に係る地域再生計画の変更認定申請について

旧制度に係る地域再生計画の変更認定申請に当たっては、地域再生計画（実施計画等）を使用していただく必要があります（地域再生計画（実施計画等）は交付金事務連絡に添付しています。）。

他方で、旧制度から地域未来推進型へ移行し継続することを検討しているが、地域未来推進型を活用する地域再生計画の認定申請を行っていない場合、地域未来推進型を活用する事業に係る地域再生計画の新規認定申請の手続きを必ず行ってください。

既に地域未来推進型を活用する地域再生計画の認定を受けた後、総合戦略の改訂等に伴い記載内容に変更が生じた場合は、変更認定申請を行ってください。

(4) 地域未来推進型を活用する事業に係る地域再生計画及び旧制度に係る地域再生計画の提出方法について

① 地域未来推進型を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請の場合

メールアドレス：e.nintei.c3s@cao.go.jp

各都道府県、市区町村ともに内閣府（上記アドレス）に直接御提出ください。
メールの件名は、次のとおりとしてください。

[メール件名]

申請者	申請区分	提出ファイル	メール件名
都道府県	新規	地域再生計画を含む申請書類	【正式提出】【交付金（新規）】 （〇〇県）第 78 回地域再生計画
	変更	地域再生計画を含む申請書類	【正式提出】【交付金（変更）】 （〇〇県）第 78 回地域再生計画
市区町村	新規	地域再生計画を含む申請書類	【正式提出】【交付金（新規）】 （〇〇県〇〇市）第 78 回地域再生計画
	変更	地域再生計画を含む申請書類	【正式提出】【交付金（変更）】 （〇〇県〇〇市）第 78 回地域再生計画

② 旧制度に係る地域再生計画の変更認定申請の場合

メールアドレス：chiiki.rosei-senko@cao.go.jp

地域再生計画（実施計画等）の提出に当たっては、交付金事務連絡を御確認いただき、各都道府県にて取りまとめをお願いいたします。

また、地域再生計画（実施計画等）を除く申請書類（申請様式 01、申請様式 02_04、申請様式 04、申請様式 05 及び地方版総合戦略）については、各都道府県、市区町村ともに内閣府（上記アドレス）に直接御提出ください。メールの件名は、次のとおりとしてください。

[メール件名]

申請者	提出ファイル	メール件名
都道府県	地域再生計画（実施計画等）	<u>※ 交付金事務連絡を御確認ください。</u>
	地域再生計画（実施計画等） を除く申請書類	【正式提出】【交付金（変更）】 （〇〇県）第78回地域再生計画
市区町村	地域再生計画（実施計画等）	<u>※ 交付金事務連絡を御確認ください。</u>
	地域再生計画（実施計画等） を除く申請書類	【正式提出】【交付金（変更）】 （〇〇県〇〇市）第78回地域再生計画

申請区分

地方版総合戦略の改定内容等により申請区分が異なりますので、御留意ください（先にご案内している企業版ふるさと納税に係る申請区分と同一となっております）。

①認定予定日（令和８年11月末）以降を終期とする地域未来交付金に係る地域再生計画の認定を受けており、その計画期間中に地方版総合戦略の改訂等を行う場合

ア．認定済みの計画から「基本目標」及び「K P I の項目名（目標値を除く）」のどちらかに**僅かでも**変更が生じる場合は、**新規認定申請**と**変更認定申請**の**両方**の申請を行ってください。

その際、変更認定申請の計画期間の終期を「令和８年（2026年）９月に申請した地域再生計画の認定の日まで」と記載し、新規認定申請の計画期間の始期を「地域再生計画の認定の日から」と記載してください。

※なお、変更認定申請は改訂前の地方版総合戦略を基に作成してください。

【イメージ】

地域再生計画	申請区分	総合戦略	計画期間（例）				
			R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
現行	変更	改訂前					
新規	新規	改訂後					

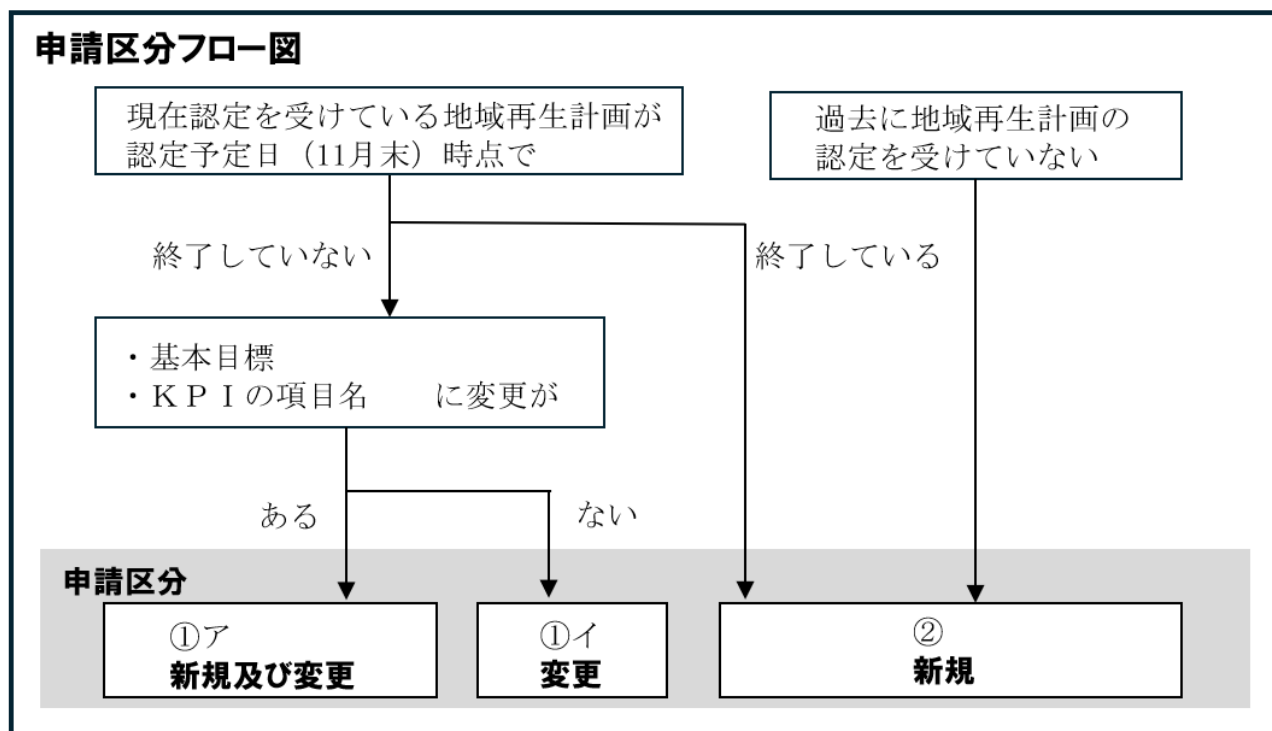
認定の日

←変更認定申請により計画期間短縮

イ．ア．に該当しない場合（基本目標及びK P I の項目名に一切の変更がない場合）は、**変更認定申請**を行ってください。

※なお、地方版総合戦略の改訂等を行ったが、認定済みの地域再生計画の記載内容に変更が生じない場合は、申請手続き等は不要です。

②過去に地域未来交付金に係る地域再生計画の認定を受けていない又は過去に認定を受けていたが認定予定日（令和８年11月末）時点で計画期間が終了している場合
新規認定申請を行ってください。



※上記①～②のいずれで申請する場合であっても、地域再生計画本体の5－2、5－3の支援措置名称には地域未来交付金（地域未来推進型）と記載するようにしてください（特に変更申請の場合は御注意ください）。

地方版総合戦略関係

認定申請に当たっては、地方版総合戦略を認定申請書類として提出していただく必要がありますが、第78回認定回（以下「本認定回」という。）の認定申請受付期間から地域未来推進型（旧制度を含む。）を活用する事業の事業実施期間の始期以前に、現行地方版総合戦略が改訂される場合は、事業実施期間の始期において効力のある次期地方版総合戦略の案を認定申請書類として提出してください（次期地方版総合戦略の案の策定が認定申請日に間に合わない場合は、次回認定回（地域未来推進型（旧制度を含む。））を受付の対象とする次回以降の直近の認定回）で変更認定申請を行ってください。

なお、本認定回において、提出予定の地方版総合戦略を読替え通知等により延長し、地方版総合戦略自体の記載変更を行わなかった場合は、地方版総合戦略と併せて当該読替え通知等を提出してください。